

○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

令和元年12月19日

石川県知事 谷本 正憲

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	取消年月日	サービスの種類
1712100211	株式会社151A	self-A・151Aかほく 石川県かほく市内日角5丁目32番地	令和2年1月31日	就労継続支援A型